

物損について.3

前号からの「物損」について説明の続きです。

物損.3として、前号から続いて「代車料」について述べます。

代車が認められる期間は、事故に遭った自動車が修理相当の場合は、その修理に必要な期間だけです。修理工場が繁忙であったり、修理部品の取り寄せに時間がかかる場合、破損状態の把握や修理費用の見積に時間を要する場合などは、相当の理由ありとしてその期間の代車使用は認められます。

被害車両が全損の場合は、あらたな自動車を手当するための買い替えに必要な期間が認められます。尤も、被害車両が特殊な車で新たに同種の車両を入手するのに長期間を要するような場合はどうでしょうか。そもそもそのような特殊車両の代車があることはまずないでありましょうし、それが事業用の車であるならば休車損の問題になりましょう。

代車はあくまでも代車であり、一時的なものですから、原則的には事故車両と同種・同程度の車が相当とされますが、必ずしもそうでなければならないということはなく、例えば外車に対して国産車でもよいか、いわゆる高級国産車に対してランクの下の車でもよとした裁判例があります。代車が一時的に移動・運搬のための道具としての用に足りるならばそれでよいということだと思えます。

現実に代車を使用しているが被害者が他にも自動車を有していてそれを使えば足りるような場合には、代車料は認められないとした裁判例もあります。被害者は、なんでも請求できるということではなく、被害者として損害をいたずらに拡大しない信義上の義務があるとされる観点から相当の判断と考えます。

代車を借りないで修理期間中（あらたな自動車買

い換え期間中）タクシーを使用することも認められます。しかし、そのためには、公共交通機関が利用できない場合に限られます（例えば、公共交通機関がない場合、公共交通機関はあるが勤務形態から公共交通機関が運行されない時間の通勤の場合など）。また、タクシー代と代車料の比較から損害額が少ない方が選択されると考えられます。

以下、具体的な裁判例を紹介します。

①代車の種類として、ベンツに対して高級国産車でよとした事例があります。

②代車の期間について、擦過痕の塗装修理にパーツ別塗装の合理的な必要性はないとして修理全期間（32日）中10日間だけを認めた事例、全損の事例で、同種・同程度の自動車中古車を買替えるに必要な期間として30日を認めた事例、被害車両BMWにつき、専門の修理業者を探す期間および部品をドイツから取り寄せる期間（36日）を認めた事例、被害車両（修理相当程度の損傷）を修理しないで買い替えるとした場合の代車の期間は修理相当期間とした事例、修理開始前の代車料を否定した事例、修理期間が長期化した理由が加害者側（保険会社の毅然としない態度）にあったとしてその期間（50日間）の代車使用を認めた事例などがあります。

③代車の料金について、保険会社とレンタカー会社の提携料金に基づいた金額により、高級車を認めなかった事例があります。

④代車の必要性について、複数の自動車を保有しているが現実の使用（家族が各別に使用）に照らして代車を認めた事例があります。

いずれも公正の観点からの判断と思われれます。